

政策11 人権文化の振興

37 人権尊重のまちづくり

39 男女協働参画社会の推進

38 多文化共生社会の推進

目標

人権が守られていることが、市民生活の最も大切な基盤であるため、これまで社会が心理的・制度的・物理的な側面から作ってきたさまざまな障壁(バリア)を取りはらい、さまざまな人権侵害による被害の救済を図っていきます。

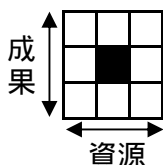
基本方針

一人ひとりの人権が十分に尊重されるまちづくりを進めます。
 特別措置としての同和対策事業は終了しますが、心理的差別など残された課題の解決に向けた人権尊重の取り組みを進めます。
 男女平等の視点からあらゆる施策や社会制度・慣行を見直し、豊かな活力のある社会の実現をめざします。

考え方

政策の方向性

箕面市市民満足度アンケートにおいては、重要度は最も低く、満足度は極めて高いことから、市民ニーズ度は極めて低くなっている。この結果は、従前の取り組みが一定の評価を得られていると受け止められるが、日常生活の中で市民が人権を意識する機会が少ないためとも捉えられる。第四次箕面市総合計画において、施策を貫く視点として「人権尊重」をかかげており、市民生活の最も大切な基盤であることから、継続的な啓発活動が必要である。今後も着実な成果をあげていく必要があるため、成果は「維持向上」とし、啓発手法の見直しなどを図り、資源は「維持抑制」とする。



成果	維持向上
資源	維持抑制

社会状況の変化

・国において「人権擁護法」制定の動きがある。
 ・国際化の進展とともに、外国人市民の数が増加している。
 ・国において「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、大阪府において「おおさか男女共同参画プラン」が改訂されており、市に具体的な施策が求められている。

これまでの取り組み

・「箕面市人権のまち推進基本方針」を策定し、人権啓発に取り組み、人権行政の推進に取り組んだ。
 ・「第2期箕面市国際化推進計画」を策定し、(財)箕面市国際交流協会と連携して外国人市民の人権尊重や多文化共生にかかる啓発について取り組みを進めた。
 ・DV対応マニュアルを作成し、統一的な対応ができるようにした。
 ・申請書等における性別記載削除についての取り組みや女性のための相談にカウンセリング手法を取り入れ、女性のエンパワメントを支援する取り組みを行った。

課題

・「自身の人権が守られていると感じる」、「箕面市は人権が守られていると感じる」市民の割合が横ばい状態であり、地道で継続的な各種啓発活動や人権行政の推進が必要であり、各種団体・NPOなどと協働した取り組みが必要である。
 ・外国人市民が情報弱者となりがちであり、日本人市民と同等の情報提供や市民参加の機会を提供する必要がある。
 ・社会制度や慣行などにおいて依然として残る男女格差を是正するための具体的な取り組みを行う必要がある。

成果指標名

基準値 → 目標値

指標	箕面市は人権が守られているまちだと思ふ市民の割合	58.5 % → 65.0 %
根拠	人権尊重のまちづくりを実現するため、生活の中で、人権が尊重されていると実感することが重要であることから、上記指標を施策効果を測る指標とする。同指標は、昭和63年度人権問題市民アンケート調査から平成16年度箕面市市民満足度アンケートまでの16年間で、年平均1.41%の低下が見られ、平成18年度(58.5%)を起点にこの低下を回復すべく、4年間で6.5%増の65.0%を目標とする。	
指標	多文化共生社会の実現が図られていると思ふ市民の割合	58.7 % → 65.0 %
根拠	外国人市民も同じ地域の住民として互いに認め合い、ともに地域づくりをすることが重要であることから、多文化共生社会に対する意識を指標とする。平成17年度実績値から、6%程度の増加をめざし、65.0%を目標とする。	
指標	男女が平等になっていると思ふ市民の割合	35.0 % → 45.0 %
根拠	男女協働参画社会を推進するため、社会の慣習やしきたり、労働、家庭内などにおける男女の不平等や女性に対する暴力などがあってはならないことから、市民が男女平等を実感しているかを指標とする。第2期実施計画期間中において、各年度2.5%の伸びであることから、10%増の45.0%を目標とする。	